

平成29年

第2回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成29年第2回志賀町議会定例会会議録

平成29年6月6日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時0分 開会)

(出席議員 15名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(欠席議員 1名)

13番	櫻 井 俊 一
-----	---------

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹
企 画 財 政 課 ふ る さ と 創 生 室 長	出 崎 茂 男

情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日 程 第 5 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号
(提案理由説明)
- 日 程 第 6 議員提出 発議第1号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採
決)

(開 会 ・ 開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成29年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

去る5月15日、各常任委員会及び議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長にまいっておりますので、この際ご報告します。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君、同副委員長 堂下健一君、教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君、同副委員長 稲岡健太郎君、予算決算常任委員会委員長 南正紀君、同副委員長 寺井強君、議会運営委員会委員長 田中正文君、同副委員長 櫻井俊一君、以上、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

南政夫議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、15番 戸坂忠寸計君、16番 久木拓栄君を指名します。

日程第2 会期の決定

南政夫議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

南政夫議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

南政夫議長 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、越後敏明君が、去る5月31日をもって当該広域連合議会議員を辞職したため、広域連合規約第9条第3項の規定に基づき、志賀町議会から新たに

1名議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に
よりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、南政夫を指名します。

お諮りします。

ただ今、私、南政夫を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定め
ることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今の選挙の結果、私、南政夫が石川県後期高齢者医療広域連合議
会議員に当選しました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をしま
す。

日程第5 町長提出 議案第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号（提案理由
説明）

南政夫議長 次に、本日、町長から提出のありました、報告第1号ないし第16号及び議
案第36号ないし第43号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

平成29年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と、本議会に提案しました案件の概要等について、ご説明をいたします。

今年には既に、全国的に真夏を思わせるような天気も多く、熱中症による緊急搬送や林野火災などの被害も発生をしており、本町においても、先月、林野火災が発生しましたが、幸い大きな被害に至らず安堵したところであります。

また、これから梅雨入りの時期を迎えることとなりますが、近年、ゲリラ豪雨による自然災害の発生なども懸念されることから、石川県では、大雨の際に、洪水の危険性を流域の首長に電話で直接連絡するホットラインを今月から導入しました。本町においても、各種災害や救急に迅速かつ的確に対応するため、地域及び消防団等、関係機関としっかり連携を図りながら、町民の安全・安心を守っていききたいと考えております。

まず、平成29年度タウンミーティングの開催についてであります。

町では、町民の皆さんに町政に対する理解を深めていただくとともに、地域の課題やまちづくり全般にわたり幅広く皆さんのご意見をお聴きし、今後の町政に反映させるため、平成21年度からタウンミーティングを実施しておりますが、今回は、全16地区へ出向いて開催をします。日程については、6月21日から7月21日にかけて、区長会をはじめ、町内の様々な団体や町民を対象に開催することとしており、多くの方々のご参加をお願いするものであります。

次に、移住・定住の促進についてであります。

本町では、県内でも充実した奨励金及び助成金や子育て環境に対する支援制度を県内外に幅広くPRしながら、若者の移住・定住の促進を図っております。昨年8月には、大和ハウス工業株式会社と移住及び定住の促進並びに空き家対策に関する協定を締結し、東京本社などに本町の移住・定住総合窓口を開設していただいたほか、東京や大阪で開催されている別荘&田舎暮らしフェアに職員を派遣し、本町の移住・定住に係る支援策を広くPRしております。

このような取り組みにより、昨年度の町内への移住者は、32世帯56人と過去最多となりました。NPO法人ふるさと回帰支援センターの調査では、首都圏から地方への移住希望者が若年化し、移住の決め手として、自然環境より働く場があるかどうかを重視する傾向に変化しているとの報告がされております。

本町としましては、このような調査結果を踏まえ、ふるさと創生室を窓口として、移住施策や能登中核工業団地などの雇用環境を広くPRするとともに、いしかわ就職定住総合サポートセンターや大和ハウス工業株式会社などと連携しながら、引き続き若者の移住・定住の促進を図っていきます。

次に、みらいとうぶについてであります。

Cブロック32区画の分譲については、残り2区画となっており、また、今年3月に着手をしたBブロック31区画については、来年2月の分譲開始を目指し、順調に造成工事が進んでいるところであります。引き続き、充実した奨励金制度に加え、本町の魅力ある教育や子育て環境などを幅広くPRし、早期の完売を目指してまいります。また、みらいとうぶ内の南北幹線道路として整備を進めてきた都市計画道路については、延長640メートルが完成をし、6月1日に供用を開始しました。

さらに、国道249号線から前川沿いの町道を結ぶ都市計画道路についても、7月1日に供用開始を予定しているところであります。この幹線道路2路線の供用開始により、国道からみらいとうぶへのアクセスが格段向上することになり、今後の分譲販売に寄与するとともに、民間投資が大いに期待できるものと考えております。

次に、企業誘致の推進についてであります。

これまでの企業誘致の取組みにより団地内の企業数は、過去最高の33社となっております。また、既存企業の増設により団地内の従業員数は、平成19年以来10年ぶりに1,000人を超えたところであります。今後も、総合計画の一つの基本目標である雇用創出と産業振興による活力あるまちづくりのため、引き続き企業誘致や立地企業の増設支援などを積極的に進めてまいります。一方で、立地企業では、従業員数の確保に苦慮しているという現状であり、今後、新增設を計画する企業においても人材の確保について危惧されるところであります。町としては、ハローワークをはじめ、いしかわ就職定住総合サポートセンターなどの機関と連携をし、企業の人材確保について支援していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の推進についてであります。

昨年度のふるさと納税額は、4,400万円余りとなりました。これは、昨年9月からインターネットサイトによる受付開始とクレジット決済導入による手続きの

簡素化、町優良特産品認定品を主に本町の魅力ある特産品等を謝礼品に設定したことが主な増加要因と考えております。今年度も町優良特産品認定品を追加していくとともに、本町の姉妹都市の福井県高浜町、道の駅姉妹駅の和歌山県九度山町の特産品を謝礼品として相互に設定する連携や能登中核工業団地等の進出企業の製品を謝礼品に追加するなど、ふるさと納税を通じた町の魅力向上を図っていきたいと考えております。

次に、志賀町優良特産品の推奨についてであります。

志賀町優良特産品の推奨については、昨年度末までに62品目を本町の特産品として認定したところであり、ふるさと納税の謝礼品として活用しております。また、道の駅とぎ海街道では優良特産品コーナーを設置し、町内はもとより、観光客にも販売を促進しているところであり、農林水産業や観光の振興にもつながっております。今年は、新たな特産品を8月末まで募集しており、優良特産品の認定を通して本町の魅力ある地域資源を全国に情報発信していきます。

次に、教育環境の充実についてであります。

本町では、県内他校に先駆けて、小中4校すべてに外国語指導助手及び学校図書館司書を常設とし、また、電子黒板などのICT機器の導入など、ソフト面においても教育環境の充実を図っておりますが、これらを活用した教育を実践したことにより、昨年度実施された県や全国の学力調査では、小学校、中学校ともに大変優秀な成績を収めております。

また、平成32年度から本格運用されます次期学習指導要項では、特に英語力の強化、道徳教育の充実が示されており、引き続き児童生徒の更なる学力向上を目指していきたいと考えております。志賀小学校については、平成28年度から整備を進めてきたグラウンド、小体育館、ランチルーム、プール及び外構工事のすべてが完了しました。これにより、志賀小学校の教育環境がすべて整ったもので、町の将来を担う子ども達には、今後、大いに勉強、運動に励み大きく成長することを期待しております。

次に、新たな地域資源の活用についてであります。

昨年度から取り組んでいる、地域資源を活用した交流人口拡大推進事業ですが、国の地方創生推進交付金事業として要望したところ、先般、国から交付決定があり、今定例会に補正予算として計上しております。

この事業は、観光資源を活用したイベントである西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊の開催、昨年度、商品化した滞在型旅行商品や右近かりんとう、西能登恋むすびなどの検証、志賀町版DMO法人設立に向けた計画策定などを実施するものです。これらの地域資源を活かした交流人口拡大推進事業を通して本町の豊かな文化、歴史、伝統などを活用した観光振興を図っていきます。

次に、町祭西能登やっちゃん祭りの開催についてであります。

地域活性化や交流促進を図るため、毎年実施しているやっちゃん祭りについては、本年も7月30日、千鳥ヶ浜海岸を会場に町民参加の綱引き大会や地元団体のステージをはじめ、フィナーレには、太鼓やおしょうらい、花火の共演を実施することが決定しております。今後は、祭りの広報活動に努めるとともに、本町を訪れる方に満足していただけるよう、おもてなし体制の充実を図っていきたくと考えております。

次に、農業の振興についてであります。

昨年10月に、国の地理的表示保護制度、いわゆるG Iに認定された能登志賀ころ柿について、J A志賀が果実の常温貯蔵化に取り組み、このほど一定の目処がつかれました。その結果、出荷時期を年2回設けるなど、海外展開を視野に販路拡大を本格化させる見込みとなりました。町としては、貴重な特産品を守り育てるため、J A志賀をはじめ関係機関と連携を図りながら、優良特産品のさらなる普及に取り組んでいきたいと考えております。

次に、一人暮らしの高齢者の救急活動のための救急医療情報キットの配布についてであります。

このキットは、救急隊員などが、迅速かつ適切な救命活動ができるように、緊急連絡先やかかりつけの病院などの医療情報を専用の容器に入れ、自宅の指定場所に保管することで、万一の場合に備えることを目的としたものです。本町では、一人暮らしの高齢者が増加している中で、昨年の町内における救急搬送人員数847人のうち約72パーセントが高齢者となっている状況を鑑み、町内の65歳以上の一人暮らし高齢者など、約1,100人を対象に、救急医療情報キットを7月以降順次配布をし、スムーズな搬送と救命率の向上を図っていきます。

次に、原子力発電所についてであります。

去る3月10日に、2号機の新規制基準への適合性審査が行われ、委員からは主要断層の選定や活動性の評価にあたって、データを拡充する必要性の指摘やより詳細な説明を求める意見があったものと承知しております。北陸電力には、規制委員会の指摘にしっかりと対応し、真摯な取り組みを求めていると考えております。

また、昨年9月の2号機原子炉建屋への雨水流入事象についても、改めて発電所に関わる社員をはじめ協力会社を含めた一人ひとりの意識改革を強く求めたところであり、言うまでもなく、原子力発電所は安全確保が何より最優先されるものであり、北陸電力には、今後ともしっかりと安全文化の醸成と確実な安全対策工事に取り組むよう要請をしていきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その概要をご説明申し上げます。

案件は、平成28年度の一般会計及び各会計の補正予算並びに条例の一部改正に係る専決処分の報告が16件、平成29年度の一般会計及び公共下水道事業特別会計の補正予算並びに条例の制定及び一部改正などに係る案件が8件の合計24件であります。まず、報告第1号から報告第11号については、平成28年度の一般会計及び各会計の補正予算であり、いずれも本年3月31日をもって専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第1号 志賀町一般会計補正予算（第5号）は、年度末の決算見込みにより、町税、地方譲与税及び特別交付税などの増額並びに各種交付金の交付額確定や各事業の実績見込みに伴う減額を主とした所要額の補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

報告第2号から報告第11号までの特別会計及び企業会計、10会計の平成28年度補正予算については、いずれも事業の確定及び精算見込みにより補正を行ったものであります。

報告第12号から報告第16号については、条例の一部改正であり、いずれも本年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第12号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、特定上場株式等

の配当等に係る住民税の課税方式の選択措置及び固定資産税の課税標準額の特例割合の規定を追加したほか、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の2年延長、控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更する等、所要の改正を行ったものがあります。

報告第13号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、条例で引用する条項の規定について改正を行ったものであります。

報告第14号 志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、不均一課税の適用期限を平成31年3月31日までの2年延長する改正を行ったものであります。

報告第15号 志賀町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に改正されたことに伴い、課税免除の適用範囲のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加する等、所要の改正を行ったものであります。

報告第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成29年2月22日に公布されたことに伴い、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、所要の改正を行ったものであります。

続いて、議案第36号及び議案第37号は、平成29年度の各会計の補正予算についてであります。

議案第36号 平成29年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、国庫支出金の内示に伴い、歳入では、地方創生推進交付金及びエネルギー構造転換理解促進事業費補助金などの追加を主とし、歳出では、地域資源を活かした交流人口拡大推進事業やエネルギー構造転換理解促進事業などの追加をはじめ、公共下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第37号 平成29年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、国庫支出金の内示に伴い、歳入では、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額し、歳出では、計画策定に係る委託料の減額等、所要額を補正するものであります。

議案第38号から議案第40号については、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第38号 志賀町公共施設等整備基金条例については、今後、閉校となった小学校の空き校舎及び旧保育園の取壊しや改修等に多額の財政需要が見込まれることや、平成32年度で合併特例措置が終了し、有利な財政措置が講じられなくなることから、計画的に公共施設等を整備していくことができるよう新たに基金条例を制定するものであります。

議案第39号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、児童福祉法等の一部改正により里親に関する定義規定が再編されたことなどに伴い、拡大された子の範囲及び特別な事情の規定について所要の改正を行うものであります。

議案第40号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員退職報償金条例の一部改正に伴い、消防団員の待遇の規定について、所要額の補正を行うものであります。

議案第41号公 有水面埋立てに対する意見については、富来漁港の一部である西海風戸ヌ54番2の地先公有水面1,130.93平方メートルを埋立て、漁港施設用地とするにあたり石川県知事から諮問があったので、答申に際し、関係法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 石川県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について及び議案第43号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の一部変更については、共に、当該組合を組織する能美広域事務組合が平成29年3月31日付けで解散したことに伴い、当該組合の規約を変更するにあたり、構成市町の議会の議決が必要とされていることから、議決をお願いするものであります。

以上、本定例会提出案件24件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては議事の進行に従い、私、又は関係職員が説明にあ

たりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

南政夫議長 説明を終わります。

日程第6 議長提出発議第1号（趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

南政夫議長 次に、本日、南正紀君ほか2名から提出のありました、発議第1号 保育士

・介護職員の人材確保を求める意見書についてを議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

今回提出しました発議第1号 保育士・介護職員の人材確保を求める意見書について説明をいたします。

全国では、保育施設に入所できない待機児童が、1昨年5年振りに増加しました。この要因は、保育施設不足もさることながら、全国的な保育士不足によるところが大きいと考えます。とりわけ大都市でも人材不足は著しく、預け先の保育園を探す、いわゆる保活などとの言葉が生まれる状況となっていますが、本庁の町立保育園においても、保育士の確保は苦慮している状況にあることはこれまで何度も町執行部から説明を受けているとおりであります。一方、介護職員の人材確保も顕著で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年度に必要な介護職員は、全国で253万人の見通しとなり、今後予想される介護人材の増員数と比較すると約38万人が不足すると言われております。

保育介護分野における人材不足の大きな要因は、仕事内容と比較し、他の職種より著しく低い賃金などの労働条件への不満によるところが大きいと考えます。政府は、一億創活躍社会の実現向け緊急に実施すべき対策の中で、待機児童の解消、介護離職0の実現に向けて平成29年度から、保育士の月給を約6千円、介護職員を約1万円引き上げることとしましたが、他産業と比較しますと十分とは言い難く、このままでは、保育・介護分野の人材不足から荷重労働となり、更に離職を加速させるなど悪循環に陥り、加えて、働くために保育・介

護サービスを必要とする方がサービスを受けられなくなり、育児や介護を理由とした離職が増えてしまうおそれがあります。離職率の低下、新規の人材確保、復職支援に向けた低い賃金を全産業平均に近づけるなど、将来に渡って働きつづけられる政策を最優先に取り組まなければなりません。

つきましては、保育士・介護職員の賃金を全産業平均にするなど、処遇改善を含め、実効性ある人材確保のための対策を講ずるよう強く要望することとし、地方自治法第99条の規定により、国関係機関に対しまして、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご判断のもと提案趣旨をご理解されご賛同いただきますようお願い申し上げます。

南政夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

南政夫議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 議長。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。私は、発議第1号 保育士・介護職員の人材確保を求める意見書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この中身は、保育士・介護職員の賃金などの処遇改善を求めるものでありますけれども、それに私付け加えまして、都会などでの保育所の不足しているところの増設、そして、また全国的な介護施設の増設、介護施設に対する介護報酬のアップを求めることも加えさせていただきます、賛成の討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結いたします。

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(休 会)

南政夫議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明7日から12日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明7日から12日までの6日間は休会することに決しました。

次回は、13日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時33分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第10号

平成28年度志賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について

2 議長報告第11号

例月出納検査の結果について

(平成29年3月24日実施)

(平成29年4月24日実施)

(平成29年5月24日実施)

3 議長報告第12号

入札結果報告

(平成29年3月27日 8件)

(平成29年4月14日 11件)

(平成29年4月27日 4件)

(平成29年5月11日 11件)

(平成29年6月1日 6件)

4 議長報告第13号

志賀町議会海外視察研修報告

